

(加算料金)

加算料金 (介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
理学療法士等体制強化加算	¥30	¥60	¥90	／日
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	5%加算			
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)	¥12	¥24	¥36	／回
リハビリテーション提供体制加算(4時間以上5時間未満)	¥16	¥32	¥48	／回
リハビリテーション提供体制加算(5時間以上6時間未満)	¥20	¥40	¥60	／回
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	¥24	¥48	¥72	／回
リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)	¥28	¥56	¥84	／回
入浴介助加算(Ⅰ)	¥40	¥80	¥120	／日
入浴介助加算(Ⅱ)	¥60	¥120	¥180	／日
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 同意日の属する月～6月以内	¥593	¥1,186	¥1,779	／月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 同意日の属する月～6月超	¥273	¥546	¥819	／月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 同意日の属する月～6月以内	¥793	¥1,586	¥2,379	／月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 同意日の属する月～6月超	¥473	¥946	¥1,419	／月
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	¥270	¥540	¥810	／月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	¥110	¥220	¥330	／日
生活行為向上リハビリテーション加算	¥1,250	¥2,500	¥3,750	／月
若年性認知症利用者受入加算	¥60	¥120	¥180	／日
栄養アセスメント加算	¥50	¥100	¥150	／月
栄養改善加算(月2回限度)	¥200	¥400	¥600	／回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 6月に1回	¥20	¥40	¥60	／回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 6月に1回	¥5	¥10	¥15	／回
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	¥160	¥320	¥480	／回
重度療養管理加算	¥100	¥200	¥300	／日
中重度者ケア体制加算	¥20	¥40	¥60	／日
科学的介護推進体制加算	¥40	¥80	¥120	／月
事業所が送迎を行わない場合	¥-47	¥-94	¥-141	／片道
退院時共同指導加算	¥600	¥1,200	¥1,800	／回
移行支援加算	¥12	¥24	¥36	／日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥22	¥44	¥66	／回
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	算定した単位数に3%を乗じた単位数/月			
介護職員等処遇改善加算 Iロ	算定した単位数に11.1%を乗じた単位数/月			

その他の料金(介護保険外)

- 行事費・・・ 行事を行った場合、実費相当額を頂くことがあります。
○ オムツ代・・・ オムツが必要なとき、施設で用意する物をご利用頂いた場合実費を頂きます。

やわらかびったり パッドレギュラー	サラケアパッド ワイドロング	はくパンツ スリムS	はくパンツ スリムM	はくパンツ スリムL	はくパンツ スリムLL	簡単テープ止め モレ防止
55円(税込)	61円(税込)	165円(税込)	187円(税込)	209円(税込)	231円(税込)	165円(税込)

- 診断書、意見書料金・・・ 5,500円(税込)
○ 旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等に参加される場合は実費となります。

※ 日用品費・・・シャンプー、リンス、バスタオル、タオル、おしぼり、トイレトペーパー等
※ 「基本料金」、「加算料金」、「食費」(特別な物を除く)、「日用品費」以外は消費税を頂きます。

(加算内容)

加算料金 (介護保険)
理学療法士等体制強化加算
1時間以上2時間未満のサービスを実施し、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合。
リハビリテーション提供体制加算
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計人数が厚生労働省の基準を満たしている場合加算。
入浴介助加算(Ⅰ)
入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
入浴介助加算(Ⅱ)
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えなものとする。当該事業所の理学療法士等が、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)で、入浴介助を行うこと。
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)
利用者ごとに事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。 事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の情報の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
リハビリテーション計画書について、事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
生活行為向上リハビリテーション加算
生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士、若しくは言語聴覚士が配置されていること。 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 当該計画で定めたりハビリテーションの実施期間中にリハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。 リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)・(ハ)のいずれかを算定していること。 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。
若年性認知症利用者受入加算
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。
栄養アセスメント加算
当該事業所の従業者として管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

栄養改善加算
当該事業所の従業者として、管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)
介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定付加。※6月に1回を限度。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)
利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能。※6月に1回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)口
言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可。
重度療養管理加算
別に厚生労働大臣が定める状態(経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態又は褥瘡に対する治療を実施している状態等)にある利用者(要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。)に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合。 ※1時間以上2時間未満のサービスを実施している場合は、算定しない。
中重度者ケア体制加算
介護職員又は看護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。 要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。
事業所が送迎を行わない場合
利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合。
科学的介護推進体制加算
入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
退院時共同指導加算
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
移行支援加算
評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。 リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
以下のいずれかに適合すること。 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。 介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。 ※利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り算定可能。ただし特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定可能。
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ口
算定した単位数に11.1%を乗じた単位数を算定。